

令和4年度原子力規制委員会
第19回会議議事録

令和4年6月29日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第19回会議

令和4年6月29日

10:30～11:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討（第6回目）－経済産業省及びNUMOとの意見交換－
- 議題2：放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正案及び告示案（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）並びに事前評価及び意見公募の実施
- 議題3：原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定及び意見公募の実施
- 議題4：原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置
- 議題5：更田委員長の海外出張報告

○更田委員長

それでは、これより第19回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討」です。

これは6月8日でしたか、原子力規制委員会において、特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に、安全確保上少なくとも考慮されるべき事項案について、この案について意見募集の開始をして、現在、パブリックコメントにかけているところですが、すけれども、その際に、実施主体を監督する経済産業省並びに実施主体であるNUMO（原子力発電環境整備機構）からの意見交換を行うこととしました。

本日は、意見交換のため、経済産業省から松山部長、下堀課長、それから、NUMOから近藤理事長、梅木理事、兵藤部長にお越しいただいています。

考慮されるべき事項案について、既に公表しているところですが、これについて御意見を伺っていきたいと思います。

まず、経済産業省からお願いします。

○松山経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。資源エネルギー庁の電力・ガス事業部長の松山でございます。

本日は、貴重な機会を頂戴しまして、本当にありがとうございます。また、日頃より、原子力事業を我々が進めるに当たりまして、安全規制というのは非常に重要なところでございます。皆様方の真摯な御審議に、本当に私ども、感謝しているところでございます。引き続きよろしく願いいたします。

今回、考慮すべき事項についてということで、私どもの考え方をお話する機会を頂きまして、本当にありがとうございます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分というものは、原子力発電というものを持続的に活用していくということをする上で、必ず解決しなければならない重要課題だと思っております。

経済産業省としましては、2000年に制定されました最終処分法ということに、これに基づきまして、この問題に正面から向き合って、NUMOと連携しながらしっかりと進めていくと考えているところでございます。

そもそも最終処分の事業というものについていいますと、これはもう委員の方はよく御承知のところだと思いますけれども、非常に長期間にわたる、廃棄物管理というものを安全に、かつ、これが実施可能な形で実施しなければならないということを模索していかなければいけないという段階かと考えております。

地下深くの安定した岩盤に廃棄物を処分する事業、この事業というものが形成されなければならないわけでありまして、これに向けて様々な取組を積み重ねていかなければならないと考えています。

こうした事業の特徴ということを踏まえる中で、最終処分法の中でも、段階的に調査を

行っていった、地質等を丁寧に調べていきながら、事業の具体化ということ形作っていくということにしているところがございます。

こうした中で、2020年に北海道の寿都町と神恵内村におきまして、NUMOによる文献調査が開始されたところがございますが、これを一つのステップとして、次の段階に向けて、地域固有の文献データに基づく調査と、並行して地域の方々との対話というのを深めると、こういう状況でございます。

実際に進めていく中でも、やはり事業自身の安全性評価というのは極めて大切な、これは事業の実施という意味でも、そして、同時に地域の方々の安心という意味でも、非常に重要なものであるということは、我々も身につまされて感じるところでございます。私どもとしましても、2013年から審議会での議論を行ってまいりました。

2017年にいわゆるマップに関する要件・基準の検討結果というのを取りまとめ、公表してきたところでもありますけれども、今回、原子力規制委員会の方から今回の考慮すべき事項というような文書が示されましたことは、私どもがNUMOとともに安全性を重視しつつ、この段階での取組というものを進めていく上で非常に有意義なものであると考えてございます。

今後、私どももNUMOと一緒に進めますけれども、NUMOにおきましては、これまで積み重ねられてきた技術・知見に加えまして、今回の考慮事項ということをしっかり考慮して調査を進めていくことになるかと考えております。

また、経産省（経済産業省）としましても、これから、今は文献調査の段階でございますが、概要調査など、様々な地域の事情がございますけれども、次へ次へと検討を深めていくことに挑戦していかなければならないわけでございます。引き続きNUMOの文献調査による評価を含めまして、安全性については、検討・勉強を進めていきたいと考えております。

我々、単に勉強するだけではなくて、その結果なるもの、安全な最終処分事業の実現に向けては、規制当局の皆様方にも是非とも提供させていただきたいと考えておりますし、これは長期の将来における最終処分事業の実現ということを目指した積み上げを進めていくステップでございますので、こういった基本的な考え方ということを是非とも御理解いただいた上で、可能であれば、我々の情報の提供とともに、様々な形で意見交換などをさせていただければと考えてございます。

引き続きよろしくお願ひしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、NUMOからお願いします。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

NUMO理事長の近藤です。

本日は、発言の機会を頂戴しましたこと、感謝申し上げます。

NUMOは、特定放射性廃棄物の最終処分施設の建設地選定のための概要調査地区等を選定する文献調査を受け入れていただく自治体を、設立以来、求めてまいりました。そこで、国に、これの地層処分を行う観点から、望ましくない事態の発生可能性が小さいと考えられる地域の地球科学的要件等を審議会で審議し、その審議結果を踏まえて作成した科学的特性マップを公表していただき、それを使って国民の皆様に対する事業の広報活動を実施してまいりました。

一昨年に至り、北海道の2町村でこれを受け入れていただくことができまして、現在はこれらの地域に設置した対話の場等を通じて、住民の皆様と、この事業とその影響や地域の将来に関して情報提供や意見交換を丁寧に行っています。

一方、文献調査の作業、これは当該地域に処分場を建設できるかどうかを判断するのに必要な地域に関わる地質環境に関して、まずは文献を収集・分析して、地質環境を現場において自ら実際に調査する。もちろん、これは御理解いただいた場合ですが、次の概要調査に進めるわけですが、この概要調査の在り方を検討する作業を行っているところ、これも着実に進めております。

この作業では、法定要件に加えまして、マップの作成に使用した要件も考慮しておりますが、このたび原子力規制委員会から、概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項が提示されるということで、今後はこれも考慮に入れて作業を進めていく所存であります。原子力規制委員会の時宜を得た取組に感謝申し上げます。

NUMOは、特定放射性廃棄物の地層処分施設には、様々なリスク要因を考慮しても、人々に過剰な被ばくをもたらす可能性が十分に小さい位置、構造、設備であることが求められると認識しております。

そこで、それを実現する技術や、そうであることを説明する方法論を体系的に整備しつつ、国内の代表的地質環境特性を踏まえたサイト記述モデルにそれを適用して、地層処分施設を設計し、その性能を評価した結果を包括的技術報告書に取りまとめ、公表し、内外の学会と関係者と広く意見交換をさせていただいてきております。今後、これを踏まえ、更にこれを段階的に改良していく所存です。

なお、地域の皆様との意見交換の場では、海外におけるこうした場における原子力安全規制機関の活動について、質問される方や情報提供される有識者がおられますので、今般、原子力規制委員会のこうした取組がなされたこと、これを今後説明できることは大変ありがたいことと思っております。

私からは以上です。

○更田委員長

ありがとうございました。

経済産業省、それから、NUMOから御意見を頂きましたけれども、委員の方からこの場で

何か質問、あるいは何かお答えすることはありますか。

田中委員。

○田中委員

質問ではないのですが、本日はどうもありがとうございました。

経産省、あるいは近藤理事長が言われたように、我々としても、NUMO、あるいは経産省との意見交換は大変重要だと思っています。本日は、そのようなことで1回目ではあったのですが、これから様々な形で意見交換できればと思います。

また、近藤理事長が言われましたけれども、外国等においても、いろいろな意見交換、ステークホルダー等の中に規制機関も入ってやっていると我々は理解していますので、規制機関がそれぞれの立場を十分認識した形での意見交換、ステークホルダーとの議論は重要だと思っています。

我々も基本方針に書かれているようなことにのっとなって、今回の少なくとも考慮すべき事項を示しています。それ以外にも基本方針には、原子力規制委員会は最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項について、順次整備しというようなことが言われていますので、これからもじっくりと着実にその辺のところも整理していき、また、その途中、途中において、NUMO、あるいは経産省と意見交換したいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

○更田委員長

ほかの委員、よろしいでしょうか。

山中委員。

○山中委員

本日は、お越しいただいて、御説明ありがとうございます。

規制機関としても、原子力の廃棄物の処分について、関係者との説明、あるいは対話の必要性については、常々感じているところでございますし、今回はその一つの機会であるかなと思っています。

一つ質問なのですが、本日、お話の中で「廃棄物の管理」という表現が出てきたのですが、我々の処分の安全確保の考え方の中で、管理ということについては、メインに記載はしていなかったのですが、廃棄物の管理について、どのように定義して、何か考えられているところがあるのかということについて、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○下堀経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長

経済産業省の放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。

廃棄物は基本的に地層処分と考えておまして、そこに至るまで、中間的なものも含めて、しっかりそれは安全基準上問題のないようにという趣旨でございまして、そういうことでございます。

○更田委員長

「管理」という言葉は、処分に至るまでのところを表すときもあれば、処分も含めてウェイトマネジメントという言い方をすることもあるので、特に「管理」という言葉に意味を込められたわけではないのだと思いますが。

松山部長。

○松山経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

すみません。今、更田委員長からお話があったとおりでございまして、そこには必ずマネジメントという要素が入らざるを得ないと思うのですね。最終的にはこれは処分することなのですが、そのプロセスの中において、若しくはその中に状態が継続するということが当然含意されますので、その中には管理的な要素というのは出てくると思っています。

ですから、地層構造上の問題と、この事業の実施におけるマネジメント的なところというのも、我々としても考慮していくことが必要だろうなと思っております。

ただ、本日の発言の中でも申し上げたとおり、これがどういう形になっていくかは、実際、技術の進展及び事業の実施、及びそれぞれの地域ということを考えながら、やはり段階的にやっていかなければいけないところでございまして、そういう意味では、非常にまだ曖昧な概念として私どもの方も使っているところなもので、ちょっとその辺りは御容赦いただければ、また意見交換の中で、今後、あるいはこちらからの考えというのを整理して、御説明していきたいと考えております。

○山中委員

ありがとうございます。

いつからいつまでの管理というのは、なかなか定義としては難しいかなと思いますし、私自身、いわゆる人が関与するような積極的な管理と、関与しない受動的な管理というのがあるのかなという。それがいつからいつまでというのは、なかなか定義によって違ってくるかなと。何かお考えがあるのかなということで、少し本日は質問させていただきました。ありがとうございます。

○更田委員長

最終的には処分ですけれども、そこに至る過程では、特に松山部長の方は、使用済燃料にしる、ガラス固化体にしる、処分に至るまでの管理も含めて、政策上大変重要だと思いますので、そういった意味で、処分に至るまでのプロセスも含めて、抜かりなくきちんと検討、また、それから、コミュニケーションは大変重要だと思いますので。

近藤理事長のお話の中にもありましたけれども、やはり社会とのコミュニケーションは大変重要な話で、これから先、まだまだ長いプロセスだと思いますけれども、諸外国、特にEC各国ですか、コミュニケーションにおける規制当局の関わり方についても、やはりまだ議論が進行中のところもありますし、また、各国ともに取組について努力を続けている状況にありますので、私たちもそういった、特に議論が進んでいるのはEC各国のように思いますけれども、諸外国の規制当局の関わり方も参考に、また、私たち自身も考えて、こ

の問題にふさわしい関わり方をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

本日はせっかく梅木理事とか兵藤部長が来られていますので、あれなのですけれども、今はまだ、パブコメ（パブリックコメント）の終了はいつまででしたか。事務局の方から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

令和4年7月8日です。

○田中委員

ですので、現在はパブコメ中でございますし、また、これも今回の考慮されるべき事項を検討するときに、中深度処分についての規則、解釈とかガイド等も参考にしながらやりました。中深度処分の規則等について意見交換したときに、NUMOさんを含めて様々な方から意見を頂いています。また、現在、今回の考慮すべき事項についても、パブコメ中でございますので、是非、専門的な立場でいろいろな御意見とか質問とかを頂ければ、それに対して丁寧に答えていくようにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○更田委員長

L1（低レベル放射性廃棄物のうち放射性レベルの比較的高い廃棄物）や二種埋（第二種廃棄物埋設）についても御意見を頂いていますので、本件についてもよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見を伺いました。本日はどうもありがとうございました。

二つ目の議題は「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正案及び告示案（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）並びに事前評価及び意見公募の実施」といっばい並べていますけれども、説明は吉川管理官から。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

安全規制管理官の吉川でございます。

資料2を御覧ください。「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正案及び告示案（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）並びに事前評価及び意見公募の実施」でございます。

「趣旨」でございますが、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条の改正案、及びこれに基づく告示案に対する意見公募、いわゆるパブリックコメントの実施の了承について、お諮りするものでございます。併せまして、この改正に関する政策評価法に基づく事前評価の決定について、付議させていただくと。

端的に申しますと、これは特定臨床研究だとか先進医療等に用いられる未承認の放射性医薬品が、現在、原子力規制委員会と厚生労働省の二重規制がかかってございます。これ

の原子力規制委員会の方の規制を外すと、外したいということでございます。

詳細については、担当の方から御説明申し上げます。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門、市原と申します。

では、資料に基づきまして御紹介いたします。資料2の1ページ目の2のところから御紹介いたします。

今、御紹介がありました放射性同位元素等の規制に関する法律、こちらは「RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）」と呼んでございますけれども、こちらのRI法施行令第1条におきましては、RI法の規制対象となります放射性同位元素の定義を規定してございます。また、同条におきまして、他法令により使用その他の取扱いについて、RI法と同等の放射線防護が担保されているものにつきましては、RI法の規制対象から除外してございます。

現行の規定におきましては、1ページ目の2の一つ目の○の①から⑤に書いてございますものについては、現状、RI法の規制対象から除外されてございます。①が核燃料物質と核原料物質、②が放射性医薬品及びその原材料、③が放射性治療薬、④が病院等で調剤されます院内調剤PET薬、⑤が人体永久挿入線源ということで、これらの①から⑤につきまして、今回、二重規制を解消いたしますために、未承認放射性医薬品につきましても、こちらに追加していくということが今回の目的でございます。

「3 改正等の必要性」ということで過去の経緯等をまとめてございます。

発端につきましては、平成31年の医療法施行規則の改正でございまして、2ページ目になりますけれども、こちらの改正におきましては、先ほど御紹介があった特定臨床研究、再生医療、先進医療、患者申出療養、これらを「未承認放射性医薬品等」と呼んでございますけれども、それらについて、RI法と同等の放射線防護が医療法により担保されるということになりまして、こちらを規制の合理化の観点から、RI法の規制対象から除外するというのを今回検討してございます。

また、このように今回は医療法施行規則でございましたけれども、これで研究制度が省令や通達によりまして頻繁に見直されているということにつきまして、このように政令を改正するというよりかは、政令で、他法によりRI法と同等の規制をされているものについて、適用除外しますよという考え方を示しまして、その具体的な内容につきましては、告示において規定するということが合理的であると考えてございます。そういった内容を今回の整理案で反映してございます。

2ページ目の○の三つ目から「また」としてございますけれども、これら以外に何件か手当てしなければいけないことがございまして、こちらは平成25年の薬事法の改正におきまして、一部の医薬品の製造所におきましては、許可制から登録制に移行されてございます。この登録制につきましては、今、RI法の方で手当てができておりませんので、引き続きこの登録制につきましても、現在の医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律)の規制下であるということで、RI法の適用除外であるということを明確にするということを手当てしたいと考えてございます。

以上が背景でございまして、「4 事前評価の実施」ということで、このたび政策評価法に基づきまして、政令の改正でございまして、事前評価を実施いたします。

次のページの3ページ目でございますけれども、今回の政令の改正案の概要について簡単にまとめてございますけれども、事前評価の別紙1、改正案の別紙2、別紙3につきましては、後ほど御紹介いたします。

改正案の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおり、他法令によりRI法と同等の放射線防護を担保するものについて、政令でまとめまして、それらの具体的な内容を告示で規定するという政令案と告示案となっております。

また、告示案におきましては、これらについての厚生労働省との相談なり、確認の結果、放射性治験薬の運搬につきまして、ちょっとこれが今、実態上は薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)が準用されているということで、これをRI法の規制対象であるということをやはり明確にすべきということで、今回の告示の方で手当てをしております。

資料の方、別紙1の方から事前評価の内容を御説明申し上げます。

事前評価につきましては、6ページに要旨、7ページから評価書の本体でございまして、6ページの要旨の方で説明申し上げますと、規制の名称につきましては「未承認放射性医薬品等の二重規制状態の解消」ということで、規制の区分は「改正(緩和)」となっております。

目的につきましては、二重規制の状態を解消するということ。これに関しまして、発生する直接的な費用等は、特段発生しないこと。また、副次的な影響等は発生しないということを確認しております。

以上が事前評価の説明でございまして、続きまして、政令案の方が、今、13ページから政令案がございまして、新旧対照表の方で御案内申し上げますと、16ページにございます。

16ページでございますけれども、今の現行につきましては、表の下段になりますけれども、こちらの1号は核燃料・核原料なので、そのままでございますけれども、2号からそれぞれ、2号は放射性医薬品原材料、3号で治験の対象とされるもの、4号で調剤、5号で医療機器等々のものが並べられてございますけれども、これを改正案の方、上段を御覧いただきますと、それぞれRI法と同等の規制を受けるものということで、政令におきましては、同等の規制である各法を並べるということで、イからニまで、イが医療法、ロが臨床検査技師法(臨床検査技師等に関する法律)、ハが医薬品医療機器等法、ニが獣医療法と法令を列記いたしまして、それに対しまして告示の方、これが18ページでございますけれども、18ページから、第1条が医療法、第2条が臨床検査技師法(臨床検査技師等に関する法律)等々、各法令の各条を並べまして、各号の中で実際に適用除外されるものについて

規定をするという構成になってございます。

医療法の方を例に御紹介しますと、18ページでございますが、第1条の医療法として、同等の規制を受けるものということで、1号におきましては、こちらがこれまでございました医療機器、2号が診療用の放射性同位元素、放射性医薬品等でございます。3号は廃棄物でございます。4号におきましては、こちらは先ほど申し上げた治験薬の運搬、又は今回追加します未承認放射性医薬品につきましても、医療機関に渡されたタイミングからRI法が適用除外されるということをご4号の方で規定いたしました。

以上が政令案、告示案となりまして、参考1の方、ポンチ絵等で紹介してございますが、24ページは左側が改正前で、それぞれ各号で規制除外対象を規定していましたが、右側の改正後におきましては、赤の斜線部分で今回新たに適用除外するものを加えまして、更に各法で何がカバーされているかということを示してございます。

25ページの方が、そういった構想の改正以外に具体的に適用除外対象を変更するものということでまとめてございますのが、参考2の25ページでございます。下段の方が、未承認医薬品につきましても、今まではRI法と医療法の二重規制であったものが、RI法を適用除外することで医療法になります。治験薬につきましても、今までは薬機法を準用していましたがRI法になるということが具体的な変更点になります。

この変更につきましても、今後、厚生労働省の担当部局と当部門の連名の事務連絡を発出いたしまして、この内容の周知ですとか運用について、連絡をしていきたいと考えてございます。

では、3ページの方にお戻りいただきまして、今後の予定等々になります。

3ページの「6 意見公募の実施」ということで、このたび事前評価等を決定いただきましたら、行政手続法に基づきまして、明日6月30日から30日間の意見公募の実施を予定したいと考えてございます。

それ以降の「今後の予定」ということで、7. でございますけれども、次回の原子力規制委員会の議題といたしましては、この意見公募の実施結果、それを反映しました政令案や告示案を了承案件としてお諮りいたしまして、これについて閣議請議を受けていきたいと考えています。

更に、閣議請議した後、閣議決定後におきましては、先ほど御説明しました告示案についての厚生労働省及び農林水産省への協議。これの協議が整いましたら、これを制定・公布することにつきましても、決定案件としてお諮りしたいと考えてございます。

また、報告案件としましては、先ほど申し上げた厚生労働省担当部局と当部門の連名の運用に関する事務連絡の発出をいたしますので、その内容につきましても、報告させていただきたいと考えてございます。

これらの予定を踏まえまして、この改正政令と告示の施行につきましても、11月1日の予定を見込んでございます。

説明につきましては、以上になります。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

規制の合理化という観点から改正案は妥当なものだと思いますけれども、確認ですけれども、今回やろうとしているのは、要は、何をどの法令がカバーするかというのを整理するということであって、安全管理の実態といいますか、実際にユーザーに新たな義務が課されるとか、そういうことではないということだと思いますよね。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

安全規制管理官の吉川でございます。

そのとおりでございます。

○伴委員

それで、この一連の検討の過程の中で、治験薬ですけれども、要は、治験薬の運搬に関して、現状では薬機法が準用されているのを、今回、これはRI法の所掌であるということをも明記するということなののですが、これまではそれはいわばグレーゾーンであった、どっちつかずであったということなのですかね。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

こちらにつきましては、厚生労働省とも過去の経緯を確認いたしまして、こちらは先ほど医薬品医療機器等法の準用でされていたということでございますけれども、事業者団体方でそういった準用をしますという内容について、厚生労働省の方に伝えられていましたので、実態上は厚生労働省による事実上の監督の下であったと考えてございます。

○伴委員

これをこういう形で運搬のところまでRI法であるということをはっきりさせることで、その影響を受ける者というのはそんなに多くはないと考えていいのですか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

その辺りも、今、関係者を特定してございまして、きちんと周知が行き渡るように厚生労働省と協力してやってまいります。

○伴委員

周知はしてほしいのですけれども、要は、その対象になるのは比較的大手のメーカーとか、そういうところだけということですかね。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい。そうでございます。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ちょっとそもそもの質問なのですけれども、何かを具体的に定義しようとするときに、

その定義を施行令で行うか、告示で行うか、告示に送るかどうかというのは、その定義の対象の規模や重要度、あるいはその対象の変化の頻度によるのだらうと思うのですよね。

今回の施行令から告示に送るといふものの理由で長々と説明されているけれども、理由というのは基本的にはこの2ページの真ん中辺り、真ん中よりちょっと上に、要するに、厚労省（厚生労働省）側でその対象が省令や通達によって頻繁に見直されていると。だから、向こうがくるくる、当然、対象が増えてくると。それをこちらが応えようとこちらから外そうとするときに、政令だと閣議決定してとなるので、フレキシブルに対応できるように省令に送りましょうという。

そうすると、根拠は、厚労省側の医療法で省令や通達が頻繁に見直されているというのが非常に定性的に書かれているのだけれども、これはどのぐらい頻繁なのですか。

というのは、これが根拠なのですよ。これが頻繁だと聞くから、僕らはこちらの対応も頻繁になるのだねという判断ができるのだけれども、程度でいいのですよ。別にそんな、詳細にデータを示せと言っているのではないのだけれども、どのぐらい頻繁なのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

RI部門の中崎でございます。

医療法だけではなく、薬機法、それから、臨検技師法と獣医療法、複数の医療関係法令がございますけれども、大体頻度で見ると、ざっくり、すみません、確かなデータはございませんけれども、感覚的には5年程度には何かが増えているなど、あるいは制度が変わっているなどという感覚を受けてございます。

○更田委員長

ちょっとごめんなさい。何を言っているのか分からなかった。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

例えば、平成16年、17年ぐらいに治験薬というものが医療法の規制に加わり、それから、ここからはちょっとスパンが長くなっておりますけれども、今度は薬機法の仕組みが変わって許可制から一部登録制への移行というのがあり、そこから5年後の平成29年頃に未承認医薬品を医療法へ新しく規制対象に加えるという議論が始まり、平成31年に医療法の規則が改正されたということで、スパンでいうと、大体、医療法あるいは薬機法の世界では、我々の方にはねる改正というものは大体5年程度ぐらいで何かの改正が行われているということでございます。

○更田委員長

今の中崎補佐の説明は、資料上では「こうした放射性医薬品の開発は日進月歩で進められており、医療法においてはその開発・利用の円滑化のために研究制度等が省令や通達により頻繁に見直されていることから」という表現になるわけですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい。そういう意味で申し上げますと、今までは5年程度のスパンで変わってきていたものですから、政令改正でも追いつけていましたけれども、ここはある意味、これから放

放射性医薬品が更にいろいろと加わってくるという厚生労働省の言葉を踏まえたものということでもございます。

○更田委員長

理由をきちんと説明しようよ。理由をきちんと説明しないと。

閣議決定を要する政令で、施行令でというものを、閣議決定を要しない告示に送るということの意味で、医療法なり、医療法等で定義がされたものに二重規制の必要がないのであれば、こちらから外すのについていくために必要だと。

だけれども、今の説明では、これまでのところは5年ぐらいのスパンでしたと。だから、政令についていけたのだけれども、これから先、頻度が高くなることが予想されるからと、そういう意味でしょう。その肝心なところを説明されていないよね。この文章には全然出てこないのですよ。これだと、もう既に頻繁になっていると受け取れるのだけれども。ちょっとミスリードではないですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

正確に表現すると。

○更田委員長

いや、だって、理由なのだから。理由は一番明確に示さなければいけないのだよ。だって、この文章から受けるイメージと随分話が違うではないかという気がするのだけれども、日進月歩で進められているから、頻繁に見直されていると。これからそうなるからということでしょう。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

そうですね。おっしゃるとおりです。研究開発そのものは、確かに世界中でいろいろな開発を。

○更田委員長

それは一般論としては分かります。でも、原子力規制委員会に諮るのだったら、こういう諮り方はないと思います、私は。

もう一つ質問なのですが、今回、放射性治療薬の運搬について、RI法の規制対象であることを告示上で明確にするというのだけれども、これは告示でいいのですか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

ただいまの各法を政令の方で規定し、具体的なものについて告示で規定するという構成をいたしましたので、告示でございますし、元々の現行では、物については現行の政令でも書いてございますけれども、その詳細については、例えば、告示に落としている例がございまして、27ページ、28ページに現行で具体的に告示に落としている例はございますけれども、例えば、28ページの医療機器の場合には医療機器と政令の方で規定してございまして、告示の方ではこのように詳細に、括弧で書いていますが「人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入されたものであって」等々の具体的な運用の見える部分を含めて規定しているという例でやってございますので、今回の運搬の運用の考え方につきまして

ても、告示の方で規定することが適切かと考えてございます。

○更田委員長

今回諮られているのは、政令で定めるべきか、告示で定めるべきかというものなので、その違いは、冒頭で言われたように、重要度であったり、規模であったり、改正の必要度の頻度だと思うので、そこを説明されないと、どちらも定義することに関しては、政令で定義しようが、告示で定義しようが同じことなのだから。だから、なぜなのだというところに一番答えてほしかったので、そういった意味で。

ですから、今後、医療法等々において定義される対象の変化というのが加速することを見越して、あらかじめこちらの方としても政令から定義するのを告示に落としておくと。あるいは医療法側の定義にそろえておいた方が合理的でしょうと、そういう説明だよな。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

RI部門の吉川でございます。

おっしゃられるとおりで、今後の見込みも込みで今回はそのようにしたいという趣旨でございます。

○更田委員長

そういう説明をしてくれという意味なのですが、そうでないと、だまされたという言い過ぎだけでも、何だか分からないうちに、理由が分からないうちに、何でこれでいいのかとなってしまうのですけれども。

ほかに御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

いろいろと私なりにも考えていたのですけれども、政令で適用除外の考え方を示した上で、告示において具体的に規定することが合理的であるということの意味は十分理解いたしました。

ちょっと質問なのですけれども、今後、更に、この辺に関連してやらなくてはいけないことというのは何かあるのでしょうか。今後というか、中期的な形ですね。今回、これをやっておけば、当分の間は問題ないと言えるのでしょうか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

今回、政令で並べます各法律の規制下でございましたら、告示を改正していくことで対応してまいりますけれども、ちょっと聞いていますのは、例えば、先ほど申し上げた医療機器挿入線源ですね、そういったものの種類が増える場合には、やはり告示の方で手当てしていきたいという話を厚生労働省からは聞いてございます。

○田中委員

対象が変わったとしても、告示の方でそれを書くことによって対応できそうだということですね。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい。そのとおりでございます。ただ、他法令が増えた場合には、やはりもう一度政令改正をしなければならないという構成になってございます。

○伴委員

今の田中委員の御質問ですけれども、先日、原子力委員会の方から、いろいろ、RI、特に医療分野の利用に関して今後検討すべきということがありましたので、要は、あそこの結論は、まず、ユーザーサイドで現状ではどういう困難があるのかというのをはっきりした上で、それで、必要ならば規制を改正すべきとなっていますので、そういうより大所高所からの検討は引き続き必要であろうと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

事前評価書については、これでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

そうすると、それから、改正案について。

私が注文するとすると、原子力規制委員会に諮る本旨の方だね。理由をきちんと書きましょうという。

では、別紙1のとおり事前評価書を決定して、別紙2、別紙3のとおり、施行令の改正案及び告示案の意見募集、これを開始してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、事前評価書を決定するとともに、施行令の改正案及び告示案の意見公募の実施を了承します。ありがとうございました。

三つ目の議題は「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定及び意見公募の実施」です。

説明は新田課長から。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

資料3に基づいて、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定及び意見公募の実施について、説明させていただきたいと思います。

「趣旨」は、このマニュアル案と意見公募の実施の了承について、諮るものでございます。

「2. 経緯」にありますように、このマニュアルは、平成27年3月に当時の担当課が地方公共団体と協議して作成しておりまして、地方公共団体、内閣府（原子力防災担当）で活用してきたものです。作成時は原子力規制委員会には付議はしていないものです。

今般、地方公共団体から見直しの要請があったことを踏まえまして、マニュアルの構成を見直した上で改訂を行い、原子力規制庁と内閣府（原子力防災担当）の連名で新たに制

定するとしたものでございます。

申し遅れましたが、そういうこともありまして、本日は内閣府の担当からも出席をいただいております。

「3. 本マニュアル案」でございますが、原子力規制庁が担当しますのは、原子力災害対策指針の関係規定の解説、そして、内閣府の原子力防災担当の方が担当する部分は、資機材や要員の確保、会場設営等の実務と大別されておりまして、これらをマニュアルの中で「解説編」と「実務編」に分けて構成しています。

また、主な変更点は、避難退域時検査、簡易除染の体制の見直しや、簡易除染における拭き取りと着替えを基本とした方法への変更ということでございます。

別紙に本マニュアル案がございます。通しページの3ページ以降が別紙のマニュアル案でございます。

3ページのマニュアルの表紙ですけれども、下にありますように、内閣府と原子力規制庁の連名と考えているものでございます。

5ページに目次がございます。大まかに、「はじめに」がありまして、まず、避難退域時検査と簡易除染の基本的な考え方の解説編、ここが原子力規制庁が担当する部分、そして、真ん中のところ「避難退域時検査及び簡易除染の実務（実務編）」というところが内閣府（原子力防災担当）が担当するというところで構成しております。

本文は8ページからになります。8ページからが解説編という形になります。

9ページ以降がその内容になりますけれども、最初の「1. 目的」にありますように、原子力災害対策指針の関連規定のところを枠囲みで表記しまして、その解説ということを書き下すという構成にしております。指針の内容について、補足的に表現をしているところでございます。

例えば「目的」のところではありますが、その下の解説の文章のところはその内容について説明をしております。例えば、三つ目のパラグラフのところですね、住民等が避難や一時移転を行う場合、皮膚表面に汚染がある場合は皮膚被ばくのおそれがある。また、物質が体表面や携行物を汚染していて、それが物の表面から移行しやすい場合には、物質の吸入や内部被ばくのおそれがある。更に、汚染の拡大のおそれがあるというように、補足的な説明を追加しているという、そういう構成にしているものでございます。

こういったものが、そのページの下「対象者」、次のページの「実施主体」「実施場所」「避難退域時検査の方法」とつながっているところでございます。

それぞれ指針の内容についての説明でございますが、補足的に追加している説明でいうと、12ページの「避難退域時検査の方法」のところでございますが、検査の方法は、まず、住民の方が乗ってきた車両の検査を行って、基準を超えている場合には乗員の方の検査をするという流れにしておりますけれども、12ページ、図の下の「ただし」のところですが、その車両が重点区域の外から対象区域に入ってきたものである場合、元々その車両が汚染されていない場合がございますので、車両が基準を超えていない場合であっても、乗員の

方の代表者の検査をまず行うといったことを補足的に追加しているところがございます。

13ページは「除染を講ずるための基準」の指針の規定についての解説を付け加えております。

14ページのところ、「簡易除染の方法」は、今回の指針の改正を踏まえまして、拭き取りや着替えを基本とするということになっておりますが、解説のところでも、内閣府の調査を踏まえて、流水による除染の効果には差異がないということ踏まえて、拭き取りを基本とするような説明を追加しておるところでございます。

通しページの15ページには「留意事項」としまして、迅速性とか、健康リスクが高まる者への配慮といったことも補足しております。特に迅速性につきましては、必要となる資機材や要員の確保など、体制整備に平時から取り組むことが重要であるとしておりまして、その補足の内容を16ページの「平時からの準備等」というところに記載して、平時から計画を作ったり、必要なものを用意しておくといったことを記載しているところでございます。

そして、通しページの17ページ以降が実務編ということでございます。

この中で各地方公共団体の対応として示しているところですが、まず、18ページは実施計画を策定する。19ページの下の方の2. ですがけれども、準備としまして「(1) 要員の構成と役割」、これは例を示しておりまして、これを踏まえて各担当の地方公共団体の方で準備の参考にしていただくというようなことを示しているものでございます。

また、22ページには資機材についても示しているところがございます。

24ページ以降は、避難退域時検査の実際の手順の説明をしておるところでございます。

そして、27ページの下からは簡易除染の方法でございます。こちらにつきましても、着替えと拭き取りを基本とするということ踏まえて見直しております。

また、28ページ中段の「車両の簡易除染」の「拭き取り」のところは、1回の除染でも基準を超える場合は2回を目安に行って、それ以上は行わず、確認検査を行うという、これは実務編に記載のところを、迅速性等を踏まえた対応というのも記載されているところでございます。

そして、30ページまでが今回のマニュアル案というところでございます。

このように原子力規制庁が担当する部分と内閣府担当部分で構成されておりまして、内閣府（原子力防災担当）が担当した部分も、原子力規制庁の担当の方で原子力災害対策指針と齟齬がないといったことは確認しているところでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、本マニュアルについて御了承いただきたいということと、4. は、本マニュアル案をお認めいただければ、任意の意見公募を行うことについて御了承いただきたいと考えております。

資料の2ページ「今後の予定」ですがけれども、このマニュアルの制定について、了承を今後いただきまして、ホームページへの掲載といったことを予定しているところでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

1 ページ目の「2. 経緯」のところで「今般、地方公共団体から見直しの要請があったことを機に」と書いてあるのですが、具体的にどういう要請があったのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

例えば、指針を見直して、拭き取りと着替えを基本とすると改正したので、マニュアルの方もそれに合わせた形で着替えと拭き取りを基本とするように見直すなど、そういった項目がございます。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

それ以外に、県の方では訓練などを実施しておりますので、実際の要員の配置であるとか、あるいは資機材の使い方、そういったところについてのいろいろな改善点が出てきておりますので、そういったものを反映するというのも今回の改正の一つの要因になっております。

○伴委員

分かりました。

それで、今回、解説編と実務編に分けたということで、確かにマニュアルといっても、ハウツーだけではなくて、何でそうするのかというところが大事なので、その意味で、こういう構成にしたのはいいのかなと思います。

やはり重要なことは、被ばくと汚染というものは違う。概念として全く違う。そこを区別していただくことが重要だと思っています。特に避難退域時検査のときには、取れやすい汚染というものをしっかり検知して、それを取ってしまう。それによって汚染の拡大を防止するというのが一番大事なことだと思います。これは事前に中身を見せていただいたときに、そういう観点から、私、幾つかコメントを出しましたけれども、やはりこれを使って関係者の理解促進を図るときに、そのポイントはしっかり押さえていただきたいなと思います。

以上、コメントです。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

どうもこれの中身を見させていただいて、実際に原子力災害が起きるような場合というのは、前回の東日本大震災に伴う原子力災害を見ても、やはり複合災害として起きる場合

が多分多いのではないかということは誰でも考えると思うのですね。ここに書いてあることは、そういうことに対する配慮といいますか、事前にそういった非常に悪条件の場合にどうするかというようなことは余り詳しくは書いていないという感じがいたします。

それで、唯一の救いは、例えば、通しの7ページの「はじめに」の終わりのところで「住民等の生命、身体の安全を確保することが最も重要である」と、こういう観点から「本マニュアル等の内容いかにかわらず、住民の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする」とか、そういうことが書いてあります。

ですから、私はこのところが非常に大事だと思っております。ですから、このマニュアルは非常に、その限りでは、よく考えられたもので、地元の自治体からのそういう要望とかにも応えるような形にはなっているのだと思うのですけれども、実際に、しかし、これを適用するような段になったら、正に本マニュアル等の内容いかにかわらずということにならざるを得ないということをまず頭の中に置いておくべきマニュアルなのだと思っております。

以上です。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございます。

御指摘はごもっともだと思っております。特に自然災害の対応ということでは、避難退域時検査場所の候補地をあらかじめ用意するわけでございますけれども、例えば、自然災害などを考慮して、できるだけ多くの複数の候補地を用意して、もしその場所が使えないのだったら別の候補地を用意するといったことを、各自治体の避難計画、緊急時対応の中でも、そういう候補地が複数、今、検討されているところでございますので、そういう代替性といいますか、そういったものを確保しながら、きちんと実効ある体制という形で対応できればと考えております。

それから、もちろん、このマニュアルを金科玉条にするのではなくて、その現場の実態に応じて柔軟に対応いただくということも大変重要な御指摘だと思っております。

以上でございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

今回のものは地方公共団体から見直しの要請があったこと等々と書いているのですけれども、この現在のパブコメにかける案については、もう既に地方公共団体から何点か意見とかを頂いて、それを反映したものになっているのでしょうか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございます。

もちろん、原案の検討の段階では、各自治体さんのいろいろな御意見を踏まえながら、

この案を作成しているところでございます。

○更田委員長

よろしいですか。

改めてなのだけれども、先ほど伴委員も言われたように、被ばくと汚染と別物ですよ。ただ、例えば、サーベイメータにしても、どちらもサーベイメータという言い方をするのね。空間線量率を測るNaIにしても、それから、GM管（ガイガーミュラー管）にしても、サーベイメータというのだけれども、全然別物ですよ。

それから、ちょっと話はそれるけれども、GM管というのはどのぐらい計数率の差が仕様によってあるのかね。

○伴委員

少なくとも口径によって全然違いますし、それから、距離をどれぐらい取るかによっても変わってきますね。

○更田委員長

空間線量率に比べて、除染であるとか、避難退域時検査で大事になるのは表面汚染ではないですか。必要に応じて、洗いましょうとか、着替えましょうとか、拭きましょうとか、捨てるか、捨てないかとか、いろいろあるだろうけれども、ところが、その指標となる表面汚染の検査というのは、そんなに正確なものではないのよね。

その辺りと、それから、やはり計数管のばらつきみたいなものを、測り方にももちろんよるのだけれども、そういったところがずっと課題かなという気はするし、それから、できれば私はサーベイメータの名前を変えてほしい。要するに、それぞれにきちんとした命名をしてほしい。空間線量率測定用とか、表面汚染用というけれども、あれは別物だよ。少なくとも温度と圧力ぐらい違うようなイメージですよ。でも、今からそれを普及させるのは難しいのかなというようなことを思いながら、このマニュアルを見ていたのだけれども。

山本調整官。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

山本です。

内閣府の方では、各自治体でどういう検査装置、測定器を使っているかというのを幾つか調査しておりまして、代表的な機種に応じて、先ほど伴委員がおっしゃったように、開口部の面積によって性能が異なりますから、代表的な機種ごとに、基準では4万cpmとなっておりますけれども、それに相当するものとして、どれぐらいの表示になるかといったことの換算も、内閣府の方で検討してデータとして示していただいております。したがって、そういう形でできるだけばらつきがないようにしていきたいと思っております。

○更田委員長

そんなに厳密に正確にとっているわけではないのだけれどもね。

○野島内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）付参事官補佐

内閣府からちょっと付け加えさせていただきます。

このマニュアルについてですけれども、平成27年に原子力規制庁の方でお作りになったマニュアルに従いまして、自治体もいろいろな資機材をそろえてまいりました。その中で、更田委員長の御指摘のように、GMサーベイメータにつきましては、窓口が20cm²ではないものも出てきております。それらについての使用の仕方については、別途、内閣府の方で手引というものを用意いたしまして、それぞれの資機材に応じて測定の手続きが違ふということはお示ししています。

なお、それから、今、よく自治体の方ではゲートモニタというものを使っておるのですけれども、そのゲートモニタについては、御指摘のように、ベータ線ではなくてガンマ線を測るものでございますので、それについても、バックグラウンド等でガンマ線が影響してくるということは我々内閣府の研究の方で認識してございまして、それについても、どのぐらいのバックグラウンドであれば、どのぐらいの設定値にすればベータ線の4万cpm相当を測定できるというようなところまで、内閣府の方で示させていただいております。

それも含めて、今回のマニュアルの改正で、それを使用させていただくようにさせていただきますと考えてございます。

以上でございます。

○更田委員長

それでは、これをマニュアル案として了承して、これはいろいろ意見を聞いた方がいいと思うので、意見公募の実施を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題は「原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置」です。

説明は佐藤審議官から。

○佐藤核物質・放射線総括審議官

基盤グループ長の佐藤でございます。

それでは、資料4に基づきまして、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について御説明します。

最初に、一つ目「趣旨」ですけれども、本件について、要改善事項及び是正措置について報告するものですけれども、要改善事項と是正措置の扱いについては、この資料に書いていませんが、昨年9月の定例会、原子力規制委員会において、要改善事項及び是正措置の報告の方針というものにつきまして、原子力規制委員会で御了承いただきました。今回はそれに基づいて報告するものであります。

それで、二つ目のポツですけれども、改善を要する事項、その内容でございます。

本年5月、令和2年度使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査に係る請負契約の発注手続に関する行政文書についての開示請求がございました。その準備を進める中で、核燃料廃

棄物研究部門に所属しておりました職員が、特定の業者に対して仕様書案の作成依頼をしていたことが判明いたしました。

契約手続に当たりましては、仕様書の内容を具体的なものにするため、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼することはございますけれども、具体的な仕様書案の作成まで依頼することは想定しておりません。

結果、一般競争入札として公告された仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積もりがほぼそのまま使用されておりました。

ただし、仕様書及び入札適合条件は、他の業者も入札可能な状態は保たれておりました。したがって、入札などの公正を害する行為があったとまでは断定できませんでした。

なお、入札の結果は当該業者が一者応札で落札いたしました。

本件の一連の契約手続については、原子力規制庁の内規に記載されております留意事項の次の点で逸脱しておりました。

一つ目が、仕様の作成及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を超え、具体的な契約手続上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。

二つ目、市場調査を行う際の留意事項である複数の関係者への提供依頼、関係者と接触する場合の複数の職員での対応、これを行っていなかったと。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件がほかにも2件発見されました。入札の結果が一者応札である点も同じでございます。詳細につきましては、3ページの別紙を御覧いただければと思います。

続きまして、3.、2ページでございます。「是正措置の内容」でございます。

以下のことにつきまして、8月までを目途に行いたいと考えております。

一つ目は、技術基盤グループ内のルールとして以下のことを定めます。

一つ目は、市場調査を依頼するひな形の共有と利用。

二つ目は、市場調査開始前に、調査事項、調査方法、接触予定の業者などについて、上司に報告させる。

三つ目は、原則、複数事業者に依頼することとし、一事業者に依頼せざるを得ない場合は担当管理官の承認を受ける。

そして、四つ目、入札公告の決裁の際にチェックリストを添付するということです。

「(2) 規制庁内の契約についての調査」です。過去5年分の契約につきまして、同様の案件がなかったかどうかを調査し、公表いたします。

そして「(3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知」は、基本的な留意点などに関しまして、研修などの機会を通じて再度周知を徹底したいと思っております。

資料の説明は以上でございますけれども、今回の事案は、違法性は確認できませんでしたが、社会一般として不祥事案件と認識しておりまして、基盤グループ長といたしましては猛省しているところでございます。今後は、今、御説明しました是正措置を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。

これは聞く限りでいえば、知識不足とか経験不足というような問題ではないよね。イロハのイだから、誰が考えても、別に役所でなくたって、一般社会であっても、民間企業であろうが、どこであろうが、これをやっては駄目というのはみんなが知っているよね。だから、手抜きというか何というのかな、ではあるのと、あと、当該職員というけれども、上司、同僚のチェックというのはやはりなかなか働かないものなのかね。

○佐藤核物質・放射線総括審議官

基盤グループ長の佐藤でございますが、私が聞くところでは、当時、明文化まではされていなかったようですけども、上司のチェックを受けるとか、そういったことについてのルールのようなものはあったようでございます。ただ、それもどこまで徹底されていたかということについては、やはり十分でなかったと言わざるを得ないと思っています。

○更田委員長

何年か前にやはり議論があって、会計部門、いわゆる会計に関する陣容の薄さというか、リソース、一般的に組織のやり方として、非常に強力な会計部門を置くというやり方と、それから、こういった請負契約なり、委託契約なり、契約をする各担当課に契約の専門なり、契約の知識のきちんとした人を置いておくと。

恐らくこの両方をやらなければいけないのでしょうけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁全体の人の配分を見渡しても、会計部門、会計に関して各課に必要な人員を置いているかという、なかなか、どのぐらいの数が必要かというのはまた別途議論があるものではあるのだけれども、思うように置いていない状態というのがあるのは事実なのだと思うのだけれども。

ただ、今回のことに関して言うと、要するに、理解不足とか知識不足、経験不足というようなものではなくて、明らかな怠慢行為であろうと思いますし、それから、他の組織等々でもあることなのだけれども、こういうことというのは、基本的には、では、これが特定個人なり、特定部署のものなのか、それとも組織のものなのかということで、過去5年分の契約についてというのは、この契約についての今後の調査次第ではあるのだろうけれども、やはり背景なり、ルートコースというところとちょっと大げさではあるけれども、組織としての因子があるのか、ないのかというのはきちんとさせるべきだろうと思いますけれどもね。

特に御意見はないですか。

石渡委員。

○石渡委員

これは念のためにお聞きするのですけれども、発注したその人と、それから、受注した会社の間で、例えば、金銭のやり取りとか接待とか、そういうことはなかったということ

は確認した上で、法律的に問題はなかったということをおっしゃっているという理解でよろしいですね。

○佐藤核物質・放射線総括審議官

基盤グループ長の佐藤でございますけれども、私が直接本人に確認したわけではございませんけれども、その点についても本人からヒアリングをしております、本人はそのようなことはないと申しておりました。

○更田委員長

あと、結果的に一者応札になっているというところがね。でも、こういった個別のものに関して言うと、どうしても分野的には一者応札が。ただ、分野的にはというのが常に言い訳になっているけれども、一者応札になってしまっているというところ、更に、これが複数の応札があったのであれば、内容として仕様は競争にかけられる内容の仕様になっていたということは言えるのだろうけれども、結果的に一者応札というところが何とも言い難いですね。

今後の対応について、過不足、何か御意見はありますか。

ここに書かれていることはもちろんのこと、その上で、長官、これは組織的な、より一般化した、普遍化した検討というのはしてもらった方がいいように思いますが、いかがでしょう。

○荻野長官

こういう一見明白な逸脱行為が行われてしまったということで、何か固有な、特殊な要因があってということでもない感じでありますので、そこはやはり過去の契約についての横展開といえますか、調査を通じて、どういうものが出てくるかはちょっと分かりませんが、組織的な引締めというか、見直しを行っていきたいと思います。

○更田委員長

大変遺憾な事例ですので、しっかりとしたフォロー、それから、公表を進めてほしいと思います。ありがとうございました。

最後の議題ですけれども、最後の議題は私の海外出張報告ですが、原子力規制庁の方で出席した会議、先週1週間出張しておりましたけれども、ベルギーのブリュッセルでENSREG（欧州原子力安全規制部会）、これはEC各国の規制当局が集まるもののカンファレンスに出席しました。

ポイントは、当初、実は私は1F（東京電力福島第一原子力発電所）事故について講演を依頼されていたのですが、この講演が流れて、代わりに行われたのが、ウクライナの規制当局の方が急遽来られることになったので、こちらの方がずっと今の関心にかなっているだろうということで、ウクライナの規制当局の方が参加されました。

この会議では、とにかくロシアに対する批難に続いて、ウクライナに対する協力ということで、基本的にはIAEA（国際原子力機関）に窓口を一本化ということで、IAEAとの関係を密にして、EC各国もこれに協力をしていくという形。

それから、このカンファレンスでの議論でポイントがあるとすると、先ほどちょっと地層処分についてありましたけれども、地層処分と、それから、運転期間の長期化、原子力発電所の。この二つの件に対する社会参加の在り方みたいなものですね。これについては、やはりECは議論がずっと続けられていること、それから、国境を越えて議論しますので、他国の発電所の運転延長にほかの国が注文をつけたりするというような、国境に近いところ、国境を接しているというところが特徴ではあるのですが、そういった議論については、やはり米国よりも、むしろヨーロッパの方がそういった議論がより進んでいるような印象を受けました。

それから、二つ目は、2日間の会議の1日だけ出席をしたのですが、OECD/NEA（経済開発協力機構/原子力機関）で核セキュリティ、これはセキュリティに関して、例えば、原子力規制委員会であるとか、あるいは幹部間である程度のやり取りをする場というものなかなか不足しているという危機意識から、キックオフ的な会合を行いました。我が国における核セキュリティ規制の在り方と、それから、特に柏崎刈羽で起きた事例等々について、公表できる範囲で紹介をして、議論してきました。

一つのポイントは、やはりセキュリティ情報の公表、非公表の線引きですね。面白かったのは、カナダでも、やはり職員というのはなかなか核セキュリティ、PP情報に関するものについて、組織内でも共有したがる側面があったというようなことは聞きました。

三つ目は、これはウィーンで行われた、これはグロッシェ事務局長の強い指導力によって開始されたSMR（スモールモジュラーリアクター）の導入に係るもので、ここに書かれている「原子力の調和・標準化」というのは、これは違うな、名前が。原子力ではなくてSMRそのものです。Small Modular Reactorの導入を促進するのはIAEAの責務であるということで、ハーモナイゼーションとスタンダライゼーションということで、規制のトラックと、それから、産業界トラックとに。最初と最後だけ合同でやりましたけれども、ほとんどの時間はこの二つに分かれて。

規制側は、主な議論というのは、どうやって国境を越えて情報を共有できるか。それから、もう一つは、これはかつて先進炉についてNEA（原子力機関）がやったMDEP（多国間での設計承認プログラム）とよく似ていますけれども、設計承認に至る設計レビューを多国間でやりましょうと。

三つ目は、他国の規制上の判断をどう導入できるか。例えば、A国が基本設計に対して与えた承認というのは、B国において、それをやり直すのか、それとも導入できるのかというような議論で、それが法的に可能かどうかを検討しましょうと。

この三つについて、ワーキンググループを設置するということになりました。技術的なのは二つ目だけで、一つ目と三つ目は、どちらかという、各国の法令に照らしてそれが可能かというような議論になるだろうと思います。

米国、カナダ、イギリス、それから、ロシア、中国、韓国は極めて積極的というところではあります。ただ、MDEPが必ずしも先進炉というか、Generation 3-plusの導入に結びつ

かななかった部分もあるので、今後、SMRについて共同のレビューみたいなものが可能かどうかというのは、蓋を開けてみないと分からないところだろうと思います。

当方から行った指摘は、例えば、安全上重要な機器というのは、今、信頼性を向上させるための手段としてリダンダンシーを使っている。故障率うんぬんというよりは、複数あればいいだろうというやり方で機能の信頼性を高めているわけですが、SMR等は、いわゆる単一故障基準に代えて、その信頼性を確率で証明しようとしている。極めて信頼性の高い機器なので、1個で十分でしょうと、そういう考え方をとるのだけれども、結局、設計段階からそういった確率論を持ち込んでこの設計の妥当性を示そうとしているのだけれども、紙のリアクターの確率論というのは一体どこまで信頼しているのかというようなところが本質的な議論だろうと思うのですが、どうもちょっと本質的議論を避けて具体的な設計に突入したいというような雰囲気はありました。

米国は、法改正といいますか、法律が制定されて、とにかく前へ規制当局としても進めなければならない状況があるので、そこは大分状況が違うように思いました。

いずれにしろ、三つの会議とも時宜を得たふさわしい会議であったと思います。

御質問があれば、よろしいでしょうか。

本日も予定した議題は以上ですが、石渡委員、能登半島の地震というのは、私はちょっと出張中だったのですけれども、あれはどう捉えればよろしいのでしょうか。

○石渡委員

非常に長期間にわたって続いている群発地震ということで、日本では群発地震というのは珍しいことではなくて、いろいろな場所で発生しておりまして、特に長く続いたのは、有名な長野県の松代群発地震というのが1965年～1970年まで5年間にわたって続いていて、実は余震みたいなものは現在でもまだ続いています。

そういう点から見て、あの能登半島の地震というのは、ただ、地震が起きているのは能登半島の先端部に限られておりまして、まだこれからもしばらく続くというのが大方の予想ということになっておりますけれども。

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。